横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について(その10)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症への対応について、横浜市立学校の臨時休業の延長等に伴う対応 等についてお知らせします。

学校臨時休業中も、引き続き、感染の予防に留意し、可能な範囲で開所してください。また、 家にいることが可能な保護者に対しては、必要最低限の利用となるよう協力を求める等の対応 を、引き続きお願いします。

1 横浜市立学校の状況について

横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における臨時休業は、 令和2年5月31日(日)まで延長されています。なお、休業期間中も緊急受け入れが実施 されています。詳細は別紙をご参照ください。

2 これまでの取り扱いの延長について

令和2年2月28日、3月5日、3月12日、4月3日、4月8日、4月17日、4月21日 に当課から発出した通知の内容は、当面の間、引き続き用いることとします。

なお、臨時休業が継続している学校等の児童に支援を提供した場合については、学校休業 日単価を用いることとします。

3 その他

利用自粛のお願いは、保護者の皆様に協力をお願いするもので、利用を制限するものでは ありません。児童が日中に在宅で生活することが困難な状況である場合等については、各家 庭の状況を配慮した対応をお願いします。

また、家族の孤立化の防止や、家庭での児童や保護者のストレスの緩和等のために、事業所を休んでいる児童については、各事業所は保護者や児童への相談支援を可能な限りお願いします。相談支援等の代替的な支援については報酬の請求対象となりますが、3月5日の横浜市の通知を必ず確認してください。なお、代替的な支援の増のみを目的とした、支給量の増は原則行いません。

各事業者の皆さまには、今回このような取り扱いがなされている経緯・趣旨を踏まえ、適 正な運用がなされるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

学校長 校長代理

教 育 長

市立学校における一斉臨時休業の延長について(通知)

令和2年4月28日付教小企第1250号通知により、5月11日(月)以降の方向性について通知するとしていましたが、昨日4日に、政府は緊急事態宣言を5月31日(日)まで延長する方針を決定しました。

市内においても、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しは立っておらず、本市としても、児童生徒及び教職員の健康と安全を第一に考え、市立学校の一斉臨時休業を5月31日(日)まで延長することとします。

ただし、休業期間の長期化により、児童生徒の学習保障、居場所の確保及び健康保持等のために、以下の取組の実施をお願いします。

1 休業の期間

令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで

- ※ 横浜教育支援センター (ハートフルフレンド・ハートフルスペース・ハートフルル ーム) の活動も休止とします。現在通室している児童生徒の保護者には、横浜教育 支援センターから直接連絡します。
- ※ 通級指導教室の指導及び本人・保護者面談も実施しないこととします。

2 緊急受入れの実施について

緊急受入れの実施についても同様に期間を延長します。取扱いについての変更点は以下の通りです。

(1) 実施期間

<u>令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで</u>の期間のうち土日祝日を除く日 ※ 特別支援学校においては、スクールバスを運行します。

裏面あり

(2) 給食・昼食について

ア 小・中学校について

<u>休業期間中は小学校における給食、中学校におけるハマ弁はありません。</u>昼食は各家庭で用意するようにしてください。また、学校で昼食をとる場合も、これまでの受入れ時と同様に、感染拡大防止の措置を講じてください。

イ 特別支援学校について

<u>給食・昼食を実施します。</u>給食・昼食の実施にあたっては、介助者の毎日の検温や 健康状態のチェックはもちろん、エプロン・マスクの着用をお願いします。

緊急受入れ分の食材発注は今回延長された休業期間末の給食実施分までとしてください。

3 校庭開放について(小学校・義務教育学校前期課程のみ)

校庭開放の実施についても同様に<u>5月31日(日)まで</u>期間を延長します。取扱いについては、これまでと変更はありません。

4 学習保障について

休業期間中の児童生徒の学習を保障するために、各学校においては、教科書を活用した課題や学習プリントの提示等、家庭学習を課すようにお願いします。また、児童生徒が計画的に学習を進められるように、週ごとの学習内容を示したり、学習計画表を作成させたりするなど、工夫をしてください。既に長期間にわたり、休業期間となっていることから、必要に応じて新たに課題を提示もしくは配布をお願いします。配布に際しては、学校ホームページに掲載したり、感染拡大防止策を十分講じた上で児童生徒や保護者に渡したり、郵送したりするなど、ご対応をお願いします。その際、児童生徒の学習状況を把握するための課題の提出方法等についても、あわせて連絡するようお願いします。

なお、教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間の延長を受けて、配信を継続するとともに、tvk(テレビ神奈川)による学習動画の放送も予定しています。その場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

(番組表掲載 web ページ)

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html

小学校、中学校及び義務教育学校において、<u>インターネット環境がないなど家庭から学校に相談があった場合には、令和2年4月3日付教政第4号に基づき、引き続き可能な範囲で個々のご対応をお願いします。</u>

今後、学校を再開した場合には、授業時数の確保のため、夏期休業期間の短縮などの検 討も進めているところです。決まり次第、別途通知します。

次頁あり

5 保護者からの相談対応について

<u>児童生徒の健康観察・学習支援等のため、保護者への相談に丁寧に応じるとともに、</u> 教育相談日の設定・家庭訪問・電話連絡等を、必要に応じて行ってください。

6 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等について

児童生徒の中には、感染に対する不安や恐れを抱いたり、学習の遅れを気にしたり、友達と会えないことや、家庭内の不和等の心理的なストレスを抱えていたりする児童生徒も存在すると考えられます。学級担任等を中心として、電話等を通じ、児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休業期間中において定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握(概ね2週間に1回程度)してください。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握してください。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて児童支援・生徒指導専任教諭や養護教諭、カウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口を周知するなど、児童生徒の心のケア等に配慮してください。

要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握(概ね1週間に1回以上)するようにしてください。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用することを含め、区役所こども家庭支援課や児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行ってください。

※ 要対協の支援対象児童生徒への支援等については別途通知します。

(相談窓口)

- ○24 時間子供SOSダイヤル 0120-671-388
 - https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm
- 〇一般教育相談 045-671-3726
- ○学校生活あんしんダイヤル 045-663-1370
- ○各区子ども家庭支援相談

(参考資料)

○学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

7 登校日について

<u>当面の間、登校日については設定しないこととします。実施する場合には、改めて通知</u> します。

8 学校行事について

5月までに実施予定の学校行事等については、すでに感染拡大防止の観点から内容の変更、実施方法の工夫の措置、延期等の対応をお願いしているところですが、引き続き、

8月31日までに実施予定の学校行事等についても、同様の見直しをお願いします。また、「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」についても、延期または中止、目的地の変更や内容の精選による縮小等、あらゆる状況を想定した実施方法等の検討をしてください。なお、8月末までにとどまらず、9月以降に行われる運動会や体育祭の計画に当たっても、実施方法や内容(例えば、半日程度の開催など)の工夫を引き続き検討してください。令和2年度の市主催行事については、現在、延期または中止等の検討を行っており、別途、通知することとします。

9 休業期間中の過ごし方について

学校のホームページや一斉メール等で次のことについて、各家庭に周知をお願いします。

- (1) 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- (2) 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- (3) 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- (4) TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- (5) 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- (6) 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡できること
 - ※ 令和2年4月24日付 教人児第233号「臨時休業中の過ごし方について」(改訂版)参照

10 児童生徒等の健康状態の把握について

- (1) 児童生徒等に健康観察票を配付し、毎朝、検温、健康チェックを行い記録するよう指導してください。(健康観察票見本は YCAN 健康教育課 HP に掲載)
- (2) <u>児童生徒等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合</u>(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、<u>発熱や風邪症状で受診した場合は保護者</u>から学校に報告するようにしてください。
- (3) 学校は、保護者から、<u>児童生徒等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合</u>(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、<u>家族が感染したこ</u>との報告を受けた時は、健康教育課と方面別事務所に連絡してください。
- (4)必要に応じて各家庭に電話等での状況確認を行うなど、学校再開に向けた情報収集と 感染拡大防止の取組を行い、児童生徒が安心して学校生活に復帰できる体制づくりを 行ってください。

11 教職員の健康状態の把握について

教職員の感染予防及び拡大防止に関しての取組については、令和2年4月10日教労第97号等で通知しておりますが、引き続き、率先して取組を徹底するよう、お願いします。

また、<u>教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合</u>(その疑いがある場合及び 関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合を含む)、家族が感染したこと の報告を受けた時は、令和2年4月14日教労第119号で通知しているとおり教職員労務 課に報告し、あわせて方面別事務所に連絡してください。

12 教職員の服務(自宅勤務)について

教職員の自宅勤務の取扱いについては、令和2年4月10日教労第97号通知及び令和2年4月14日教労第119号通知のとおりですが、今後、学校再開日を決定した場合、自宅勤務運用期間中においても学校再開に向けた体制を整える必要があります。そこで、各学校においては、出勤者数の目安に関わらず、必要な期間について出勤日とするなど、学校ごとの状況を踏まえた出勤体制としてください。

13 学校再開後の給食・昼食について

- (1) 小・中学校について
 - <u>6月以降に学校が再開した場合でも、再開当初は給食・昼食を実施しない見込みです。</u> 具体的なスケジュール等は別途お知らせします。
- (2) 特別支援学校について

<u>学校再開が決定した時点で、食材発注等の準備を行っていただくことを想定</u>しています。具体的な内容については、学校再開が決定した際に、別途お知らせします。

14 その他

- (1)入学者選抜については、神奈川県教育委員会と協議をしているところであり、別途通知します。
- (2) 放課後キッズクラブについては、引き続き、課業時間終了後から利用区分2(留守家庭児童等)の児童のみを対象として開所します。
 - 一斉臨時休業中の切れ目のない児童の居場所を確保するため、緊急受入れの実施時間はこども青少年局と協議の上で設定しています。課業時間は、14 時 30 分までが原則となっていますので、5月 11 日以降も学校の状況に応じて時間を柔軟に設定する場合には、必ずクラブと事前に調整をしてください。